



平成20年12月19日

各 位

会社名 小林産業株式会社
代表者名 取締役社長 野上 光男
(コード番号 8077 大証第1部)
問合せ先 取締役管理部門担当 松井 直樹
(TEL: 06-6535-3690)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年12月19日開催の取締役会において、平成21年1月29日開催予定の第68回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株券は一斉に電子化されることから、当社定款における株券を発行する旨の規定を削除し、また現行の保管振替制度に基づく概念がなくなるため、当該箇所の規定を削除し、さらに一部条数の変更を行うものであります。
- (2) 株式に関する手続きを明確にするため、当社定款における株式取扱規則に係る規定を変更するものであります。
- (3) 取締役の経営責任をより明確化するため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。
- (4) 会社法第221条により、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過していない場合は株券喪失登録簿を作成して備え置かなくてはならないことから、当社において株券喪失登録簿の備置きや株券喪失登録の事務を取り扱わないようにするため、株券喪失登録に係る部分を削除するとともに、株券喪失登録に係る規定とその有効期間について附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年1月29日(木)

定款変更の効力発生日 平成21年1月29日(木)

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2 <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿お</p>	<p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>よび株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび<u>手数料</u>は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第13条～第20条 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>第22条～第36条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>第21条～第35条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

以 上